

## 八王子市立檜原中学校 いじめ防止基本方針

### 1 いじめに対する基本認識 ～ 「しない させない 許さない」

すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る。どの子どもも加害者にも、被害者にもなり得る」という認識をもつ。

- (1) いじめは「しない させない 許さない」を大原則とする。
- (2) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない」学校をつくる。
- (3) いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- (4) いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

### 2 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域がアンテナを張り、全力で実態把握に努める。

- (1) 子どもの声に耳を傾け、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを軽視したり隠したりすることなく、積極的に認知する。
- (2) 子どもの行動を注視し、ささいな兆候の発見に努める。併せて定期的にいじめに関する生徒アンケート調査を行うと共に、チェックリストを作成し全教職員で共有する。また、「子ども見守りシート」等によって寄せられた家庭からの情報も確実に活用する。
- (3) 調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

### 3 早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行う。関係する子どもや保護者に理解される解消を目指す。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) 全教職員の共通理解、保護者の協力、教育委員会や警察、児童相談所等との連携の下、生徒が抱える問題の解決を図る。
- (5) 周囲で傍観する生徒や一般生徒への指導と意識啓発に努める。

### 4 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 入学時、各年度の開始時における生徒、保護者等への基本方針の内容を説明する。
- (2) 子どもがいじめ問題を自分のことと考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (3) 道徳・特別活動をとおして規範意識や集団のあり方等についての学習を深める。
- (4) 校内外でのボランティア活動等を通して、自己肯定感・自己有用感をもたせる。
- (5) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (6) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (7) 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検し、改善充実を図る。
- (8) 教員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (9) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

### 5 いじめ防止等の対策のための組織

学校いじめ対策委員会を組織し、定期的に子どもの情報を共有し、組織的に対応する。年間の活動方針と計画に基づいた定期的な会議の設定を図る。組織の構成は、校長、副校長、生活指導主任(学校いじめ対策委員会コーディネーター)、学年・学級主任、養護教諭、SCとする。必要に応じて学校いじめ対策委員会を中心にいじめ防止基本方針を点検し見直す。